福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告掲出に係る募集要項

福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告を掲出するため、次のとおり、広告取扱者を募集します。広告取扱者は、福山市役所本庁舎行政棟エレベーターに広告を掲出する広告主の募集及び福山市に広告掲出料の納付をしていただきます。

1　スケジュール

実施項目	日程
申込期間	２０２６年（令和８年）１１月１０日（火）から１１月２５日（水）まで
参加資格審査結果の通知	２０２６年（令和８年）１２月２日（水）（予定）
見積書提出期限	２０２６年（令和８年）１２月１８日（金）
契約の締結	２０２６年（令和８年）１２月２２日（火）（予定）
広告掲出期間	２０２７年（令和９年）４月　１日（木）から ２０２８年（令和１０年）３月３１日（金）まで
行政財産使用料の納付期限	２０２７年（令和９年）３月３１日（水）
広告掲出料の納付期限	２０２７年（令和９年）４月３０日（金）

2　広告掲出の概要

掲出媒体	福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告板
箇所数	全８箇所 【内訳】 ⑴一般用　　３基　各２箇所 ⑵身障者用　２基　各１箇所
規格	Ａ２サイズ（Ｗ４２０ｍｍ×Ｈ５９４ｍｍ）
掲出期間	２０２７年（令和　９年）４月　１日（木）から ２０２８年（令和１０年）３月３１日（金）まで
予定価格 （最低掲出価格）	１６７，０００円
その他	・全８箇所一括での応募とします。 （広告板ごとに広告主が異なっても構いません。）

その他	・一般用エレベーターは、３基のうち２基が常時稼働しています。 （省エネ対策のため、週替わりで１基を休止しています。） ・広告掲出期間中の広告原稿の変更については、広告取扱者の責任において行ってください。 ・広告の掲出に当たっては、「福山市広告事業実施要綱」、「福山市広告掲載基準」及び「福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告掲出に係る実施要綱」を遵守すること。 ・広告には、広告取扱者の名称及び問合せ先を明記すること。

※予定価格（最低掲出価格）は、税抜きで表示しており、契約金額（広告掲出料）は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。

3　応募に係る注意事項

応募に当たっては、次のことに注意してください。

(1) 広告は、本市の区域内に営業拠点を持つ企業又は事業者等の広告を優先すること。

(2) 広告取扱者は広告の募集、審査、選定等に係る苦情の対応を行うこと。

なお、広告の内容等に修正、削除等の必要があると判断された場合は、広告取扱者を通じて広告主に修正、削除等を求めることがあります。

(3) 広告取扱者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにして、市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないよう努めること。

(4) 広告取扱者は、掲載した広告に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。

(5) 広告取扱者は、広告主又は広告内容に問題が生じたときは、速やかに市長に通知すること。

4　応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。

(3) 福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) この募集の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保の措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(6) 広告内容の審査のための必要な基準と審査体制を有する者であること。

(7) 上記 (6)の審査基準は、福山市広告事業実施要綱第４条及び福山市広告掲載基準と同等以上であること。

5　募集方法等

(1) 募集期間

２０２６年（令和8年）１１月１０日（火）から１１月２５日（水）まで　【必着】

（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条に定める市の休日を除く。以下「市の休日」という。）

※提出期限までに到着しない場合は無効となりますので、郵送により申込書類一式を提出する場合は、余裕をもって差し出してください。

(2) 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 受付窓口

〒７２０－８５０１

福山市東桜町３番５号

福山市総務局総務部総務課

℡０８４－９２８－１００７

(4) 申込方法

上記(3)の受付窓口に、次の書類を郵送又は直接持参してください。

ア　申込書

必要事項を記入し、法人印（印鑑登録されたもの。以下「実印」という。）を押印し、次に掲げる書類を添付してください。

イ　添付書類

(ｱ) 誓約書

(ｲ) 印鑑登録証明書（原本）

(ｳ) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

(ｴ) 会社概要（事業内容、経歴が分かるもの）

(ｵ) 市税の完納証明書（写しでも可）又は申立書（本市に納税義務のない場合のみ）

(ｶ) 広告内容を審査する基準及び審査体制が分かるもの（任意様式）

(ｷ) 委任状（必要な場合のみ）

※上記の各種証明書は、発行後３か月以内のものに限ります。

※参加資格を確認するために必要がある場合は、上記の書類に加え、その他の書類の添付を求めることがあります。

※電話、ファックス又は電子メール等による申込みはできません。

6　参加申込者に交付する書類

参加資格がある場合、次の書類を郵送します。

(1) 参加申込受付書（参加申込書の写しに福山市が受付印を押印したもの）

(2) 見積書

7　見積り合わせ

(1) 提出期限

２０２６年（令和８年）１２月１８日（金）午後５時１５分　【必着】

（ただし、市の休日を除く。）

※提出期限までに到着しない場合は無効となりますので、郵送により見積書を提出する場合は、余裕をもって差し出してください。

(2) 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 見積書の提出先

〒７２０－８５０１
福山市東桜町３番５号
福山市総務局総務部総務課
℡０８４－９２８－１００７

(4) 見積書作成上の留意点等

ア　郵送する「記入例」を参照して、ボールペン又は万年筆により必要事項を全て記入の上、参加者の実印を押印してください。

イ　金額の記入は、算用数字（０、１、２、３、…）の字体を使用し、最初の数字の前に￥マークを記入してください。

ウ　金額は訂正することができません。書き損じた場合は、新しい見積書を交付しますので、必ず申し出てください。（見積金額を訂正したものや抹消したものは無効となりますので、御注意ください。）

エ　一度提出された見積書は、理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることができません。

8　広告取扱者の決定

(1) 提出された見積書のうち、記載された金額が、福山市が定めた予定価格（最低掲出価格）以上で、かつ、最高の価格の見積書を提出した者を広告取扱者とします。

(2) 広告取扱者となるべき同価の見積りを提出した者が２者以上あるときは、くじ引きを行い、広告取扱者を決定します。

(3) 開札結果（参加者数、見積金額等）について、福山市ホームページで公表します。

⇒　福山市ホームページ　https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/
トップページ→「担当部署でさがす」→「(総務局) 総務課」→「エレベーター広告掲出」

9　見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

(1) 参加資格のない者がした見積り
(2) 指定した日時までに到着しなかった見積り
(3) 所定の見積書によらない見積り
(4) 参加者が、同一物件について２以上の見積りを提出した場合は、その全ての見積り
(5) 他人の代理を兼ね、又は２以上を代理して見積りを提出した場合は、その全ての見積り
(6) 見積書に見積金額、見積案件の表示及び記名押印のない見積り又はこれらが識別できない見積り
(7) 見積金額を訂正した見積り
(8) 見積金額が予定価格（最低掲出価格）に達しない見積り
(9) 連合した者又は見積りに関し不正な行為を行った者がした見積り
(10) その他福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号）に違反した見積り

10　契約の締結

契約金額（広告掲出料）については、見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。

(1) 契約の締結は、広告取扱者を相手方とします。
(2) 契約書に貼付する収入印紙の費用は、広告取扱者の負担となります。

11　広告掲出料等の納付

(1) 広告掲出料の納付

福山市が定める納付書を交付しますので、広告取扱者は、広告掲出料を完納期限までに、全額納付してください。

(2) 使用料の納付

ア　福山市が定める納付書を交付しますので、広告取扱者は、広告掲出料とは別に行政財産使用許可に係る使用料を完納期限までに、全額納付してください。

イ　使用料は、福山市行政財産の使用料に関する条例（昭和４１年条例第２２号）第２条の規定に基づいて算出した額とします。